

令和 7 年度

運営指導結果の概要



江東区 介護保険課

江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し運営指導を実施しています。

令和7年度は、下記の通り79事業所に対して運営指導を実施しました。

令和7年度運営指導実績

サービス種類	運営指導 事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘延事項数		
			運営	報酬	内返還・ 減算
居宅介護支援	15	15	104	24	22
訪問介護	11	11	41	13	10
通所介護	10	10	43	24	17
通所リハビリテーション	2	2	6	2	0
短期入所生活介護	1	0	0	0	0
短期入所療養介護	2	2	4	0	0
特定施設入居者生活介護	3	3	13	4	3
福祉用具貸与	2	2	8	0	0
特定福祉用具販売	2	2	3	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	15	3	2
夜間対応型訪問介護	2	2	1	2	2
地域密着型通所介護	6	6	34	12	10
小規模多機能型居宅介護支援	4	4	38	5	4
認知症対応型共同生活介護	9	8	44	16	11
介護老人福祉施設	1	1	3	1	0
介護老人保健施設	2	2	10	3	2
介護予防支援	4	3	12	3	3
計	79	76	379	112	86

令和7年度に区が実施した運営指導において、各事業所に指摘した主な内容は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	管理者について	◆ 管理者が専らその職務に従事していないことにより、管理業務に支障が出ている。
2	内容及び手続の説明及び同意	◆ 複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について文書を交付して説明を行っておらず、利用者から署名を得ていない。 ◆ 病院又は診療所に入院する必要がある場合に、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている。
3	受給資格等の確認	・ 利用者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していない。
4	基本的取扱方針	・ 特定福祉用具を販売しているにもかかわらず、必要な一連のプロセスを経ず、居宅介護支援が要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われているとは言い難い。
5	基本的留意点	・ 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていない。
6	利用者自身によるサービスの選択	・ 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していない。
7	アセスメント	◆ 適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）していない。 ◆ 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていない。
8	居宅サービス計画の作成	◆ 居宅サービス計画の原案を作成していない。 ◆ 利用しているサービスを居宅サービス計画に位置付けていない。

9	サービス担当者会議	◆ 担当者をサービス担当者会議に招集していない又は照会等により意見を求めている（招集又は照会したことが確認できない）。 サービス担当者会議の出席者が利用者、利用者の家族及び担当介護支援専門員のみでサービス担当者会議を開催したとは言い難い。
10	居宅計画サービスの説明及び同意	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。
11	居宅サービス計画の交付	◆ 居宅サービス計画を担当者に交付していない。
12	個別サービス計画の提出依頼	◆ 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めている。
13	モニタリング	◆ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接によりモニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していない。
14	主治の医師等の意見等	◆ 医療サービスを位置付けた利用者について主治の医師等に意見を求めている（求めたことが確認できない）。 ◆ 居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。 居宅サービス計画に医療サービスを位置付けているにもかかわらず主治の医師等の指示が確認できない。
15	福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映	◆ 福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していない（検討していることが確認できない）。 ◆ 継続して福祉用具貸与を受ける必要があるにもかかわらず、その理由を居宅サービス計画に記載していない。
16	法定代理受領サービス	◆ 居宅サービス計画が作成されていない期間に提供された指定居宅サービス等について、給付管理票を提出している。
17	管理者の責務	◆ 管理者が業務の実施状況の把握等一元的な管理ができていない（できているとは言い難い）。
18	業務継続計画の策定等	◆ 「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」を策定していない。 研修を実施していない。
19	ハラスメント	◆ 方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。

2 0	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	◆ 感染対策委員会、研修、訓練を実施していない。 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
2 1	秘密保持	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
2 2	虐待の防止	◆ 虐待防止検討委員会を開催していない。事業所の介護支援専門員に周知徹底を図っていない。 ◆ 指針を整備していない。 ◆ 研修を実施していない（実施したとは言い難い）。
2 3	居宅介護支援費	・ 居宅サービス計画が作成されていない期間に提供された指定居宅サービス等について、給付管理票を提出している。 ・ 居宅サービス計画に位置付けることが出来ない指定福祉用具貸与について、給付管理票を提出している。
2 4	高齢者虐待防止措置未実施減算	・ 虐待防止検討委員会を定期的に開催していないことに加え、指針を整備していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。 ・ 虐待防止検討委員会を定期的に開催していないことに加え、研修を実施していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。 ◆ 虐待防止の指針を整備していないことに加え、研修を実施していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。 ・ 虐待防止の指針を整備していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。 ・ 虐待防止の研修を実施していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。
2 5	業務継続計画未策定減算	◆ 感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画のいずれも策定していなかったにもかかわらず、業務継続計画未策定減算がなされていない。
2 6	同一建物減算	・ 同一の建物に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行っているにもかかわらず、減算を行っていない。

27	運営基準減算	◆ 居宅サービス計画を変更する際にサービス担当者会議を開催していない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ◆ 介護支援専門員が、1月に1回、モニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していなかった事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ◆ 居宅サービス計画の新規作成・変更時に必要な手続きができていない。 ・ 複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について文書を交付して説明を行っておらず、利用者から署名を得ていないにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。
28	初回加算	・ 居宅介護支援の業務が適切に行われないにもかかわらず、初回加算を算定していた。
29	特定事業所加算（Ⅱ）	・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催していない。また、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を記載した研修計画を定めておらず、管理者が研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
30	入院時情報連携加算（Ⅰ）	・ 入院した翌日に病院に対して利用者に係る必要な情報を提供したにもかかわらず、当該加算を算定している。
31	退院・退所加算（Ⅰ）□	・ カンファレンスの参加要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。 ・ 居宅サービス計画等に、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録していない。 ・ 利用者又は家族に提供した文書の写しの添付が確認できない。
32	緊急時等居宅カンファレンス加算	・ 病院又は診療所の求めにより利用者の居宅にてカンファレンスを行っていないにも関わらず、当該加算を算定している。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅱ 居宅サービス

1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	訪問介護員等の員数	・ 訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上配置されていない。
2	業務継続計画の策定等	・ 「感染症に係る業務継続計画」を策定していない。 ・ 「感染症に係る業務継続計画」における訓練を実施していない。
3	勤務体制の確保等	◆ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
4	内容及び手続の説明及び同意	◆ 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。
5	受給資格等の確認	・ 利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格等を確認していない。
6	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供をしていない。
7	居宅サービス計画等の変更の援助	◆ 居宅サービス計画の変更が必要になったにもかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていない。
8	サービスの提供の記録	◆ 提供したサービスの内容を正確に記録していない。
9	指定訪問介護の具体的取扱方針	◆ 訪問介護計画に位置付けられていないサービスを提供している。
10	訪問介護計画の作成	◆ 具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成していない。 ◆ 居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成していない。 ・ 利用者に対しての説明及び利用者の同意が確認できない。 ◆ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない。
11	衛生管理等	◆ 感染対策委員会を6月に1回以上開催していない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない。
12	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
13	虐待の防止	・ 虐待防止検討委員会を定期的に開催していない。
14	訪問介護費	◆ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供していないにもかかわらず、訪問介護費を受領している。 ◆ 訪問介護計画に位置付けられていないサービスを提供している。

15	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	・ 居宅サービス計画上又は訪問介護計画上において、訪問介護サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に位置付けがないにも関わらず加算を算定している。 ・ 居宅サービス計画、訪問介護計画がなく整合性が確認できない。
16	特定事業所加算（Ⅰ）	◆ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議に、サービス提供にあたる訪問介護員等の全てが参加していない。
17	特定事業所加算（Ⅱ）	・ 計画に従って研修を実施していない。 ・ 全ての訪問介護員等に対し健康診断を行っていない。 ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議に、サービス提供にあたる訪問介護員等の全てが参加していない。
18	緊急時訪問介護加算	・ 利用者又はその家族等からの要請を受けて24時間以内に緊急的に行っていない。 ・ 介護支援専門員との連携及び介護支援専門員が必要と認めたかどうかの記録が確認出来ない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業員の員数	・ 生活相談員としての資格要件を満たしていない。 ・ 生活相談員が不在の時間帯が発生している。
2	管理者について	◆ 管理者が兼務していることにより、業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じている支障が出ている。
3	設備及び備品等	・ 食堂及び機能訓練室の合計した面積は、三平方メートルに指定通所介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上となっていない。 ◆ 機能訓練室が届出上の面積を有していない。 ・ 静養室が設けられていない。
4	ハラスメント	・ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。

5	利用料等の受領	◆ 利用者や家族との連絡用の連絡帳代を徴収している。 ・ 入浴介助に係るタオル代を徴収している。
6	指定通所介護の具体的取扱方針	・ 身体拘束を行っているにもかかわらず、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。 ・ 通所介護計画に基づかない時間のサービスを提供している。
7	通所介護計画の作成	◆ 具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画を作成していない。 ・ アセスメントを実施せずに通所介護計画を作成している。 ・ 居宅サービス計画の内容に沿って通所介護計画を作成していない。 ・ 通所介護計画を作成していない期間がある。 ・ 利用者に対しての説明及び利用者の同意が確認できない。 ・ サービスの実施状況を記録していない。
8	定員の遵守	◆ 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っている。
9	衛生管理等	◆ 委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。
10	業務継続計画の策定等	・ 業務継続計画を策定しているとは言い難い。また、必要な見直しがなされていない。
11	内容及び手続の説明及び同意	◆ 重要事項を記した文書の交付及び説明、利用申込者の同意を得たことが確認できない。
12	受給資格等の確認	◆ 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していることが確認できない。
13	心身の状況等の把握	・ 利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握をしていない。
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に沿ってサービス提供をしていない。
15	居宅サービス計画等の変更の援助	◆ 居宅サービス計画の変更が必要となったにもかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていない。
16	秘密保持等	・ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
17	虐待の防止	・ 指針を作成していない。 ◆ 委員会を定期的には開催していない。

1 8	管理者の責務	・ 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的にできていない。
1 9	通所介護費	・ 通所サービスを提供していないにもかかわらず、通所介護費を算定している。 ・ 実際のサービス提供時間と異なる区分で請求を行っていた。
2 0	2 時間以上 3 時間未満の通所介護	・ 利用者側のやむを得ない事情がないにもかかわらず、当該単位で算定している。長時間のサービス利用が困難な場合ではないにもかかわらず、2 時間以上 3 時間未満の通所介護費を算定している。
2 1	入浴介助加算（Ⅱ）	◆ 福祉用具担当者と連携し入浴環境の整備に関する助言を本人及びケアマネジャーに行っていない。 ・ 入浴動作のアセスメントを居宅訪問時に行っていない。
2 2	中重度者ケア体制加算	◆ 中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していない。 ・ 指定通所介護を行う時間帯を通じて看護職員を 1 名以上配置していない。
2 3	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	◆ 個別機能訓練計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていない。 ◆ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問せずに、個別機能訓練計画を作成している。 ・ 管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねている。 ◆ 3 月に 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者の居宅における生活状況を把握した記録が確認できない。利用者を担当する介護支援専門員等に報告・相談していない。 ・ 当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明したことが確認できない。
2 4	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	・ 管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねている。
2 5	個別機能訓練加算（Ⅱ）	・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問せずに、個別機能訓練計画を作成していた。 ・ 当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明したことが確認できなかった。

2 6	認知症加算	・ 認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していることが確認できない。
2 7	口腔機能向上加算（Ⅰ）	・ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していることが確認できない。 ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していることが確認できない。 ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していない。 ・ おおむね三月ごとの評価の結果、サービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できるか確認していない。
2 8	同一建物減算	・ 同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行ったにも関わらず、減算していない。
2 9	送迎を行わない場合の減算	◆ 利用者の自宅の玄関まで送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

3 通所リハビリテーション

番号	分類	指摘内容
1	設備	・ 機能訓練室の一部が職員の事務室と化しており、届出上の面積を有しているとは言い難い。
2	利用料等の受領	・ 利用者の希望により参加するクラブ活動等を実施していない日においても、教養娯楽費を利用者から画一的・一律に徴収している。
3	通所リハビリテーション計画の作成	・ 医師及び理学療法士等、その他の従業者が共同して計画を作成していない。 ・ 計画作成に当たって、利用者の同意を得ていない。利用者に計画を交付していない。 ・ 計画に従ったサービスの評価を診療記録に記載していない。
4	口腔・栄養スクリーニング加算 1	・ 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

5	中重度者ケア体制加算	社会生活の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションを計画的に実施するプログラムの作成が確認できない。
---	------------	---

4 短期入所療養介護

番号	分類	指摘内容
1	設備	機能訓練室の一部が職員の事務室と化しており、届出上の面積を有しているとは言い難い。
2	利用料等の受領	- 利用者の介護に係る経費を「日常生活費」として利用者から徴収している。 - 利用者の希望により参加するクラブ活動等を実施していない日においても、教養娯楽費を利用者から画一的・一律に徴収している。
3	短期入所療養介護計画の作成	計画の作成に当たって、利用者の同意を得ていることが確認できない。

5 特定施設入居者生活介護

番号	分類	指摘内容
1	サービスの提供の記録	◆ 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を利用者の被保険者証に記載していない。提供の終了に際しては当該終了の日を利用者の被保険者証に記載していない。
2	利用料等の受領	日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練に係る経費を、日常生活費として利用者から徴収している。
3	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	- 身体的拘束等を行ったにもかかわらず、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない。 ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。実施したとは言い難い。

4	特定施設サービス計画の作成	・ 管理者が、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていない。 ・ 更新時の計画作成に当たってアセスメントを行っていない。 ・ 利用者を取り巻く環境変化があったにも係わらず、アセスメントを行っていない。 ・ 計画作成後において、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行っておらず、実施状況の把握を行っていない。
5	介護	・ 1週間に2回以上の入浴又は清しきを実施していない。
6	秘密保持等	・ 家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
7	虐待の防止	・ 研修について、極めて少ない職員のみが受講し、また、受講していない職員に対して資料の回覧等も行っていない等の状況が継続しており、研修を実施したとは言い難い。
8	機能訓練	・ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていない。
9	身体拘束廃止未実施減算	・ 身体的拘束等を行った際に、記録を行っておらず、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していないにもかかわらず、減算していない。
10	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	・ 医療機関との会議において、一部利用者の情報が共有されていない。
11	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会について、委員会を開催したとは言い難い。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

6 福祉用具貸与

番号	分類	指摘内容
1	指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針	・ 当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったことが確認できない。
2	福祉用具貸与計画の作成	・ 福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成していない。 ◆ 祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付していない。

		・ モニタリングの記録を居宅介護支援事業者に報告していない。
3	衛生管理等	・ 委託事業者との委託契約が確認できない。 ・ 委託等の契約の内容において保管又は消毒の適切な方法による履行の担保が確認できない。 ◆ 委託事業者の業務の実施状況について定期的な確認及びその結果等の記録が確認できない。
4	秘密保持等	・ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

7 特定福祉用具販売

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び同意	・ 特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない。
2	指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	・ 当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったことが確認できない。
3	秘密保持等	・ 家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

Ⅲ 地域密着型サービス

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	分類	指摘内容
1	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを提供している。
2	居宅サービス計画等の変更の援助	・ 居宅サービス計画の変更が必要となったにもかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていない。
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していない。 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出していない。 ・ 看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していない。 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に具体的なサービスの内容等を記載していない。 ・ 利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際に、計画作成責任者に対し、必要な協力を行ったことが確認できない。 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者又は家族に説明し、同意、交付を得たことが確認できない。 ・ 必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていない。 ・ 実施状況の把握をせずに、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っている。
4	管理者の責務	・ 従業者及び業務の管理を、一元的に行っていない。
5	虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会としての開催が確認できない。
6	衛生管理等	・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。委員会の結果を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っていない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているとは言えない。
7	秘密保持等	・ 家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

8	総合マネジメント体制強化加算	- 地域の医療機関や近隣施設への情報提供を実施した記録が確認できない。 - 地域住民等、他の事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していない。
9	サービス提供体制強化加算	◆ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議に当該事業所の従業者の全てが参加していることが確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 夜間対応型訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	夜間対応型訪問介護計画の作成	目標を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していない。
2	サービス提供体制強化加算	◆ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議に従業者の全てが参加していることが確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

3 地域密着型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	◆ 地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数を配置していない。
2	設備及び備品等	機能訓練室の一部が物置きとなっており、区の届出上の面積を有しているとは言えない。
3	地域密着型通所介護の具体的取扱方針	地域密着型通所介護計画に基づいた指定地域密着型通所介護の提供が行われていない。

4	地域密着型通所介護計画の作成	・ 地域密着型通所介護計画を作成していない。 ・ 具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していない。 ◆ アセスメントを実施せずに地域密着型通所介護計画を作成している。 ◆ 利用者又はその家族に対して地域密着型通所介護計画について説明し、同意を得て、交付していない。
5	管理者の責務	◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。
6	勤務体制の確保等	・ 採用後1年以上経過しているにも関わらず認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。
7	定員の遵守	・ 利用定員を超過している日があった。
8	衛生管理等	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。指針を整備していない。研修、訓練を実施していない。
9	事故発生時の対応	・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。
10	受給資格等の確認	・ 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていない。
11	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	◆ 居宅サービス計画に位置づけがない個別機能訓練を行っていた。 ・ 居宅サービス計画のサービス提供時間に沿ってサービス提供をしていなかった。
12	居宅サービス計画等の変更の援助	・ 算定していない加算にも関わらず、居宅サービス計画に加算が位置づけられている。 ◆ 居宅サービス計画に位置づけがないサービスについて、指定居宅介護支援事業所に連絡し、居宅サービス計画の変更を依頼していない。
13	サービスの提供の記録	・ サービス提供した所要時間を適切に記録していない。

1 4	業務継続計画の策定等	・ 災害に係る業務継続計画について、内容の記載に空欄が多く、災害に係る業務継続計画を作成したとは言い難い。また、災害に係る業務継続計画に従った備蓄品に関する必要な措置がなされていない。 ・ 感染症に係る業務継続計画について、必要に応じた見直し及び変更を行っていない。 ・ 訓練を定期的に（年1回以上）実施していない。
1 5	秘密保持等	◆ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。
1 6	虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催したとは言い難い。またその結果について、従業者に周知徹底を図っていない。
1 7	地域密着型通所介護費	・ 所要時間3時間以上4時間未満を満たしていないにもかかわらず算定していた。
1 8	延長加算	・ 地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となっていないにもかかわらず算定していた。
1 9	入浴介助加算（Ⅱ）	・ 浴室の環境整備に係る助言を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
2 0	個別機能訓練加算（Ⅰ） イ	◆ 利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成していることが確認できない。 ・ 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成していることが確認できない。また、理学療法士等が計画的に個別機能訓練を行っていることが確認できない。
2 1	栄養アセスメント加算	・ 初回アセスメントを実施していない。
2 2	科学的介護推進体制加算	◆ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していることが確認できない。
2 3	送迎を行わない場合の減算	◆ 送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

4 小規模多機能型居宅介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上配置していない日が頻回に認められた。 ・ 介護支援専門員が介護職を兼務しており、適切に計画作成業務がなされておらず、利用者の処遇に支障が出ている。
2	利用料等の受領	◆ 保険給付の対象となっている利用者のためのレクリエーションに係る費用を利用者から画一的に徴収している。
3	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	・ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続するための、地域住民との交流や地域活動への参加を図っていない。 ◆ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供しているか確認できない。 ・ 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していることが確認できない。 ・ 小規模多機能型居宅介護計画の中にサービス提供の具体的な目標及び内容や行事、日課の記載がなく、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていることが確認できない。 ◆ 登録者が通いサービスを利用していない日において、電話連絡等による見守りを行っておらず、居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していることが確認できない。 ・ 身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。

4	居宅サービス計画の作成	◆ 居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議の開催により、担当者から専門的な見地からの意見を求めたことが確認できない。 ・ 居宅サービス計画の作成に当たって、アセスメントを行っていない。 ・ 介護支援専門員がアセスメントに当たって利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていない。 ◆ モニタリングにおいて、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接したことが確認できない。 ◆ 医療サービスを計画書に位置付けていたが、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めたことが確認できない。また、医療サービスを位置付けた当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付したことが確認できない。 ・ 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与が居宅サービス計画上に位置付けられていない。 ・ 居宅サービス計画の一部について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。 ◆ 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。 ◆ 居宅サービス計画に位置付けた福祉用具貸与について、当該計画の提出がされていないにもかかわらず、提出を求めている。 ◆ 福祉用具貸与を居宅サービス計画に新規に位置付ける際、利用の妥当性の検討及び必要な理由の記載をしていない。当該福祉用具貸与の継続が必要な理由を居宅サービス計画に記載していない。
5	法定代理受領サービスに係る報告	・ 福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられていないにもかかわらず、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書として提出した。

6	小規模多機能型居宅介護計画の作成	◆ 利用者の心身の状況等を踏まえて随時適切に通いサービス、訪問サービス等を組み合わせて介護を行っていない。 - 具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成していない。 - 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明をしておらず、利用者の同意を得ていない。また、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していない。
7	受給資格等の確認	利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していたのか確認できない。
8	秘密保持等	- 家族の同意をあらかじめ文書により得ていない。 - 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。
9	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を実施していない。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していない。
10	虐待の防止	虐待の防止のための研修を実施していない。
11	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための定期的（年2回以上）な研修を実施していないにもかかわらず、減算していない。
12	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していないにもかかわらず、減算していない。
13	総合マネジメント体制強化加算	小規模多機能型居宅介護計画の見直しにおいて、他の職種と共同していることが確認できない、また、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるように、居宅サービス計画に位置づけていないにも関わらず、算定している。
14	口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の栄養状態について確認を行っていない。
15	科学的介護推進体制加算	規定する情報を厚生労働省に提供していないにもかかわらず、科学的介護推進体制加算を算定していた。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

5 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していない。 ・ 介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上配置していない。 ・ 介護従業者のうち常勤の者を1以上配置していない。 ・ 計画作成担当のうち1以上の者について、介護支援専門員を充てていない。
2	管理者	◆ 管理者が兼務していることで、管理者業務に支障が出ている。
3	設備	・ エアコンの故障、洗面台の排水管の故障が発生しており、利用者の適切な日常生活の営みに支障が出ている。 ・ 非常階段において、退去した利用者の私物や非常食料等施設備品が乱雑に保管されており、非常時の安全確保がなされていない。
4	入退居	◆ 入居に際して主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしていない。
5	サービスの提供の記録	・ 利用者の入居に際し、入居の年月日を利用者の被保険者証に記載していない。
6	利用料等の受領	◆ 共益費について実費相当額の範囲を超えて利用者から徴収している。
7	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	・ 認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護を提供している。 ◆ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底が図られていない。 ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。

8	認知症対応型共同生活介護計画の作成	◆ 認知症対応型共同生活介護計画作成時に、他の介護従業者と協議したことが確認できない。 ◆ アセスメントを行わず認知症対応型共同生活介護計画を作成していた。 ◆ 認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。 ・ 具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。 ・ 居宅療養管理指導を実施しているが、認知症対応型共同生活介護計画に位置付けていない。 ・ 入浴のサービスを提供しているが、当該計画に位置づけて作成していない。 ・ 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際に、利用者に対して説明し、同意を得て交付したことが確認できない。
9	介護等	・ 福祉用具貸与として特殊寝台及び特殊寝台付属品を利用者の費用負担により利用させている。 ・ 認知症対応型共同生活介護計画に位置付けた洗濯物を畳む、食器洗い等を、従業者と共同で行っていたか確認できなかった。
10	勤務体制の確保等	◆ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び相談等に対応するための窓口等、必要な体制を整備、その周知・啓発等必要な措置を講じていなかった。
11	業務継続計画の策定等	・ 感染症に係る業務継続計画を策定していない。 ・ 介護従業者に対し、必要な研修及び訓練を実施していない。
12	掲示	・ 重要事項の掲示およびウェブサイトへの掲載をしていない。
13	虐待の防止	◆ 再発を確実に防止するための対策を検討する適切なタイミングで虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。また、結果について介護従業者に周知徹底が図られていない ◆ 虐待の防止のための研修を定期的実施していない。
14	管理者の責務	◆ 業務の実施状況の把握や事業所内の一元管理ができていない。

15	衛生管理等	- 利用者の使用する施設等について、衛生上必要な措置を講じていない。 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を実施していない。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。
16	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立てていない。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
17	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護を行った。
18	人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定	計画作成担当者のうち1以上の者について介護支援専門員をもって充てていなかったにもかかわらず、減算していない。
19	身体拘束廃止未実施減算	- 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していなかったにもかかわらず、減算していない。 - 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催していないにもかかわらず、減算していない。
20	利用者が入院したときの費用の算定	入院後3月以内に退院することが困難であることを認識していたにもかかわらず、算定していた。
21	初期加算	入居した日から起算して30日以降においても当該加算を算定している。
22	協力医療機関連携加算(1)	◆ 協力医療機関への情報提供について、利用者の同意を得ていない。 ◆ 利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的(概ね月に1回以上)に開催していない。
23	医療連携体制加算(I)ハ	◆ 重度化した場合の対応に係る指針の内容について、利用者又はその家族等から同意を得ていない。
24	栄養管理体制加算	「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」にあたり、「ハ 具体的方策」について記録していない。
25	口腔衛生管理体制加算	- 月1回以上、歯科医師等が口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っていることが確認できない。 - 利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画について、月1回以上、歯科医師等が口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っていることが確認できないため、歯科医師の口腔ケアに係る技術的助言及び指導に基づいて作成したとは言い難い。
26	科学的介護推進体制加算	情報を厚生労働省に提供していないにもかかわらず、科学的介護推進体制加算を算定している。

27	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	・ 介護職員の資質の向上の支援に関する研修計画の作成がなく、研修の実施および研修の機会の確保されていない。
----	--------------------	---

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

IV 施設サービス

1 介護老人福祉施設

番号	分類	指摘内容
1	計画担当介護支援専門員の責務等	- 施設サービス計画の作成に当たって、アセスメントを実施していない。 - アセスメントに当たって、入所者及びその家族に面接を行っていない。 - 具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画を作成していない。
2	個別機能訓練加算（Ⅰ）	- 個別機能訓練が、個別機能訓練計画に基づいて行われたものか確認できない。 - 個別機能訓練の評価等を行ったことが確認できない。 - 個別機能訓練を実施した記録がないにもかかわらず、当該加算を算定している。

2 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	施設	機能訓練室の一部が職員の事務室と化しており、都の届出上の面積を有しているとは言い難い。
2	計画担当介護支援専門員の責務等	- 入所者の解決すべき課題を把握していない。 - 入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づいて施設サービス計画の原案を作成していない。 - 文書により入所者の同意を得ていない。 - 施設サービス計画を利用者に交付したことが確認できない。 - 実施状況の把握及び計画内容の変更を行ったとは言えない。
3	利用料等の受領	- 入所者が希望によって参加するクラブ活動等を実施していない日においても、教養娯楽費として画一的・一律に徴収している。 - 入所者の介護に係る経費を「日用品費」として入所者から徴収している。
4	看護及び医学的管理の下における介護	褥瘡が発生しないよう適切な介護と、その発生を予防するための体制を整備していない。
5	短期集中リハビリテーション実施加算（2）	20分以上の個別リハビリテーションを1週につきおおむね3日以上の実施を確認できない。

6	協力医療機関連携加算 (1)	入所者の病歴等の情報を共有する会議を協力医療機関との間で開催するにあたり、協力医療機関への情報提供について、入所者の同意を得ていない。
7	療養食加算	脂質異常症食の対象となる数値でない利用者にも関わらず、脂質コントロール食を提供し、要件を満たさずに療養食加算を算定した。

V 介護予防支援

番号	分類	指摘内容
1	管理者	管理者が地域包括支援センターの職務に従事した結果、管理業務に支障が出ている。
2	内容及び手続の説明及び同意	利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならないが、重要事項説明書に記載がなく、利用者に説明を行っていることが確認できなかった。
3	法定代理受領サービスに係る報告	介護予防サービス計画が作成されていない期間にも関わらず、給付管理票を提出している。
4	管理者の責務	管理者が、業務の実施状況の把握その他の管理及び運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令が行えていない。
5	勤務体制の確保	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び従業者への周知・啓発等必要な措置を講じていない。
6	業務継続計画の策定等	業務継続計画の内容に特別養護老人ホームと思われる記載がみられ、表紙には「感染症予防及び蔓延防止の指針」と表記されていた。また、必要な研修及び訓練を実施していることが確認できない。
7	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。委員会の開催が確認できない。研修及び訓練の実施が確認できない。
8	虐待の防止	◆ 虐待の防止のための指針を整備していない。委員会の開催が確認できない。研修及び訓練の実施が確認できない。
9	指定介護予防支援の具体的取扱方針	- 介護予防サービス計画について、アセスメントを実施したことが確認できない。 - 個別サービス計画の提出が確認できない。 - 計画の目標の達成状況について評価したことが確認できない。 - 介護予防サービス計画を主治の医師等に交付したことが確認できない。 - モニタリングにあたって、三月に一回、利用者の居宅を訪問することによって行う面接を行ったことが確認できない。

		・ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録していない。 ・ 医療サービスを利用しているにもかかわらず、主治の医師の意見を求めたことが確認できない。介護予防サービス計画を主治の医師に交付したことが確認できない。
10	介護予防支援費	・ 基準第13条第1項の規定に基づいて同項に規定する文書を提出していない。
11	高齢者虐待防止措置未実施減算	・ 高齢者虐待防止のための指針を整備していなかったにもかかわらず、減算していない。 ・ 高齢者虐待防止のための委員会の開催及び研修の実施が確認できないにもかかわらず、減算していない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項